

平成 27 年 3 月 31 日策定

令和 7 年 4 月 1 日改訂

いじめ防止対策委員会

学校いじめ防止基本方針（御殿場市立玉穂小学校）

1 基本方針の策定にあたって

いじめは、どのような理由があろうとも絶対に許されない行為です。しかし、どの子供にも、どこでも起こりうることを踏まえ、全ての子供に向けた対応が求められます。いじめられた子供は心身ともに傷ついています。その大きさや深さは、本人でなければ実感できません。いじめた子供や周りの子供が、そのことに気付いたり、理解しようとしたりすることが大切です。いじめが重篤になればなるほど、状況は深刻さを増し、その対応は難しくなります。そのため、いじめを未然に防止することが最も重要です。

以上の考えにより、本方針を策定します。

2 いじめの防止等の対策のための組織

＜いじめ防止対策委員会（以下、委員会）＞

構成員：

校長、教頭、教務主任、各学年主任、生徒指導主任、養護教諭、特別支援コーディネーター、児童に関わる教師

＜拡大いじめ防止対策委員会（以下、拡大委員会）＞

構成員：

いじめ防止対策委員＋PTA会長・副会長、スクールカウンセラー、巡回相談員、教育相談員、御殿場警察署員

3 いじめ防止等のための対策

1) 人権教育の推進

①道徳教育

- ・自他の生命を尊重する心を育成する。
- ・自分も友達も大切にできる思いやりのある子供を育てる。
- ・マナーやルールを守ることの大切さについて考え子供の自立心や自律性を養う。
- ・全教育活動を通じて、言語環境を整える。

（時と場に応じた言葉遣い、～さんをつける等相手を尊重する態度）

- ・道徳の時間に、道徳的価値について考え深め合う場面を設ける。
- ・「あいさつ・そうじ名人」を称揚したり、朝の会や帰りの会で自分や自分の学級の良さについて考えたりし、自尊感情や自己肯定感、自己有用感を高める。

②学級の望ましい人間関係作り

- ・「魅力ある学校づくり 意識調査」を全学年、毎学期末に実施し学級の実態を把握して、個別指導及び児童理解に努める。また、その数値に基づいて、学級づくりを改善することで、子供たちにとって魅力ある学校を目指す。

- ・日々の授業や学級経営では、全ての子供が活躍できる授業づくりや、子供同士が互いに助け合う集団づくりに努める。
- ・自他の意見の相違を認め合い、安心と居場所のある温かい学級づくりを行う。
- ・年度当初に「グループエンカウンター」の手法を取り入れ、学級の子供たちの人間関係やコミュニケーション能力を育てる。必要に応じて、ロールプレイング（役割演技）を行う。

③情報モラル教育の実施

- ・道徳や学活の授業、総合的な学習の時間を中心に情報モラル教育を推進する。
- ・学校用 iPad やロイロノートを利用する際のルールやマナーを周知し、安全で効果的な活用を推進する。
- ・具体的な事例を取り上げ、自分だったらどうするか考えることで、情報機器を活用する上での正しい判断力を育てる。

2) 子供の自主的活動の場の設定

「スマイルペア活動」の実施

- ・仲良し学級（異学年）の交流を通じ、「お世話される体験」と「お世話する体験」の両方を経験し自己有用感や自ら進んで他者と関わろうとする意欲などを培う。

3) 保護者や地域への啓発

①PTA理事会や校外生活部に協力依頼

- ・子供たちが集まりやすい場所（市民交流センター「ふじざくら」等）のパトロール実施を依頼する。

②学校運営協議会での説明

- ・「学校評価アンケート調査」について報告し、御意見を伺う。

③PTA総会や授業参観での啓発

- ・学校用 iPad やロイロノート、携帯電話やスマートフォン等の利用上の危険性やマナーについて説明する。
- ・3年生を対象にスマホ・SNS 教室を実施する。

④地域防犯ボランティア（住みよい玉穂を創る会）との連携

- ・朝の登校状況等で気になることの連絡をしていただく。
- ・休日の子供たちの過ごし方についての情報を得る。

⑤学校便り、学年学級便りでの啓発

4) いじめに関する教職員の研修 ～各分掌が連携し合って～

- ・「生徒指導上、気になる子のあらわれ」について、月に1回の職員会議にて情報を交換し合う。
- ・「いじめ問題への取組についての点検票（教職員用）」を活用し、いじめに対する基本認識や予防、対応等についての共通理解を図るための校内研修を実施する。
- ・静岡県人権教育の手引き「人権感覚チェックシート」のチェック項目を活用し、教

職員の人権感覚を確認し合う。

- ・「いじめに関する研修会」の内容は、職員会議等で確実に伝達し、共通認識を持つ。
- ・「情報モラル教育」（授業用 iPad、ロイロノート、携帯電話のメールや SNS を利用したいじめ）に関する研修を行う。

5) いじめの早期発見・早期対応

①教職員による日常の観察

- a 休み時間や放課後の雑談の中で児童の様子に目を配る。
- b 日記等を活用して交友関係や悩みを把握する。
- c 個人面談の機会を活用する。
- d 日常で起こった問題行動等を問題行動記録として残し、共有する。
- e タブレット端末を活用し、継続して心の健康観察を行う。

②アンケートの実施

- a 「学校生活についてのアンケート」 2 ヶ月に 1 度実施

質問① 自分は、仲間はずれにされているとか、からかわれたり、いじめられたりしているのではないかと思うことはありませんか。

質問② 学校に行きたくないと思うことはありませんか。

質問③ こまっていることで、先生に知らせたいことはありませんか。

※この 3 点に加え、子供たちの情報機器の利用状況を把握するための項目を設け、インターネットや SNS 上のトラブルも早期発見につなげる。

質問① 「はい」か「いいえ」に○をつけてください。

- 1 学校は楽しい。
- 2 困ったときに相談できる人がいる。
- 3 からかわれたり、悪口を言われたりした。
- 4 無視されたり、仲間はずれにされたりした。
- 5 たたかれたり、けられたりした。
- 6 物をかくされたり、お金をとられたりした。
- 7 いやなことや危険なことをされたり、させられたりした。
- 8 パソコンや携帯電話などでいやなことをされた。

質問② 困っていることがあったら教えてください。

質問③ 困っている友達がいたら教えてください。

※積極的に認知するため、上記 2 種類のアンケートを交互に実施。また、年 2 回無記名でのアンケートを実施する。

- b 実施後は集計結果を基に生徒指導部会で児童の実態を把握し個別指導に生かす。必要に応じて「いじめ対策防止委員会」を開き、対策を話し合う。
- c アンケート実施後の 1 週間を「ほっとトーク週間」とし、業間の時間に全児童と面談を行う。

- ③担任や特別支援コーディネーターによる教育相談の実施
 - a 子供からの希望があった場合に実施
 - b 保護者からの希望があった場合に実施
- ④スクールカウンセラー、教育相談員による教育相談の実施
 - ・特別支援を要する児童への働き掛けと心のケア

6) いじめに対する措置

- ① 保護者からいじめの情報を受けた場合
 - ・担任が、学年主任を通じ、直ちに校長・教頭に伝える。その後、いじめられた児童及び、いじめたとされる児童から事実関係の聴取を行う。事実確認の結果は、校長・教頭に連絡し、対応を協議する。その結果を受け、担任又は学年主任等が、保護者に事実関係を伝える。
- ② いじめが確認された場合の対応
 - ・校長を中心に「いじめ防止対策委員会」を速やかに開き、情報を共有し組織的に対応する。状況に応じて、臨床心理士やスクールカウンセラー、教育相談員等の協力を得る。
- ③ いじめられた児童への配慮
 - ・児童の個人情報やプライバシーには十分に留意する。
 - ・いじめられた児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるような環境の確保及び校内の支援体制を図る。
- ④ いじめた児童及び保護者への指導
 - ・いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
 - ・いじめの事実関係を迅速に保護者に伝え、保護者の協力を求めるとともに、継続的な指導助言を行う。

7) 重大事態への対処

①調査

重大事態が発生した場合には御殿場市教育委員会に報告し、市教委の指示に従い調査を行います。

調査組織が市教委の場合は全面協力し、学校の場合は市教委指導の下、事態への対処や同種の事態の防止に向け、客観的な事実関係を明確にするために調査します。

調査結果は、市教委が市長へ報告するとともに、市教委または学校が、調査結果を基に重大事態の事実関係などの情報を、いじめを受けた子供及びその保護者に提供します。

②各対応・・・個人情報及びプライバシーに配慮する。

- a 児童対応（担任、学年主任、生徒指導主任）・・・臨時学年全校集会等の開催
 - ・いじめは絶対に許されない行為であり根絶しようという態度を行き渡らせる。

- ・学級指導で、規範意識や社会性、思いやりなどの道德心を培う。
- b 保護者対応（担任、学年主任、教頭）・・・臨時保護者会の開催
 - ・事実関係を明確にする。再発防止策を示す。教育相談の実施。
- c 報道機関対応（校長、教頭）
 - ・市教委との相談、指導、連携のもと、対応の窓口を一本化する。
- d 警察対応（校長、教頭）
 - ・市教委との相談、指導、連携のもと、対応の窓口を一本化する。